

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、保育士の補助を行う保育士資格を持たない者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げる経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことで、保育の質の確保及び向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により板橋区長（以下「区長」という）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く）
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (4) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、つぎの要件を満たす保育補助者の配置に要する費用（必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をいう。）とする。

- (1) 保育士資格を有していないこと。なお、配置後に保育士資格を取得した場合、当該年度を補助対象とする。
 - (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると区長が認めた者であること。
- 2 前項に規定する保育補助者は、令和8年4月1日以降に新たに配置された者でなければならない。ただし同一法人内での異動による配置換え、退職による補填は対象外とする。
- 3 事業開始年度の前年度と比べて保育補助者の配置ポストが純増すること。ただし前年度の保育補助者の配置期間の合計が3カ月未満の場合は、当該配置ポストにカウントし

ない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、本事業による保育補助者の配置に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付又はその他の事業により、交付される経費に係る部分については、補助対象外とする。

(実施要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする保育施設等は、本事業により配置する保育補助者に対して、保育士資格の取得を促すこととする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 2 前項の補助基準額は、以下のとおりとする。

(1) 施設の利用定員が121人未満の場合

ア 保育補助者の経験年数が3年未満	1 施設当たり年額	1,953,000円
イ 保育補助者の経験年数が3年以上7年未満	1 施設当たり年額	2,441,000円
ウ 保育補助者の経験年数が7年以上	1 施設当たり年額	3,255,000円

(2) 施設の利用定員が121人以上の場合

ア 保育補助者の経験年数が3年未満	1 施設当たり年額	3,906,000円
イ 保育補助者の経験年数が3年以上7年未満	1 施設当たり年額	4,882,000円
ウ 保育補助者の経験年数が7年以上	1 施設当たり年額	6,510,000円

- 3 補助基準は令和8年4月1日以降に新たに配置した保育補助者が、平成28年度以降に保育補助者として従事した経験年数によるものとし、保育補助者を複数配置した場合は平均経験年数とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする保育施設等は、区長が指定する期日までに板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に区長が必要と認める書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 前項の保育施設等は、次に掲げる内容を記載した実施計画書を区長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容
- (2) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に対する取組（保育補助者の配置を除く。）
- (3) 保育補助者の資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講機会の確保等）

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請書及び関係書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 区長は、補助金を交付しないと決定したときは、板橋区保育補助者雇上強化事業補助

金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

（変更申請）

第8条 第6条により申請した内容を変更又は中止しようとする保育施設等は、区長が指定する期日までに板橋区保育補助者雇上強化事業補助金（変更・中止）申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の規定による変更又は中止の申請があった場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（事情の変更による交付決定の取消し等）

第9条 区長は、第7条第1項による補助金の交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助の対象となる事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（事業実施状況の報告）

第10条 交付決定を受けた保育施設等は、区長の求めに応じて、補助の対象となる事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

（事故の報告等）

第11条 交付決定を受けた保育施設等は、補助の対象となる事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示に従わなければならない。

（是正のための措置）

第12条 区長は、必要に応じて行う実地調査等の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定を受けた保育施設等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

（実績報告及び確定）

第13条 交付決定者は、会計年度終了後、別に定める期日までに板橋区保育補助者雇上強化事業実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

（交付請求及び支払い）

第14条 第13条2項の規定により補助金の交付確定を受けた保育施設等は、別に定め

る期日までに板橋区保育補助者雇上強化事業補助金請求書（別記第7号様式）を区長に提出し補助金の交付を受けるものとする。この場合において、区長は、前項の請求書を受領後速やかに、補助金を交付しなければならない。

（補助金の取消し）

第15条 区長は、補助金の交付を受けた保育施設等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金交付の目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第16条 区長は、第9条又は前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第18条 前条第1項の規定により、交付決定を受けた保育施設等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条 区長は、交付決定を受けた保育施設等に対し、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金及び当該補助金に係る違約加算金又は延滞金の全部又は一部が納付されない場合において、当該交付決定事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金

と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整備保管)

第21条 補助金の交付を受けた保育施設等は、この補助金と補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第22条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第8号様式)により区長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた保育施設等の事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所(以下「支社等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、支社等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、区に当該仕入控除税額を返納しなければならない。

(調査)

第23条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた保育施設等に対し報告を求め、又は職員を派遣して実地に調査をさせることができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設 _____）

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

（1）実施計画書

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金については、下記のとおり、交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助条件 板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、不交付を決定したので通知します。

記

不交付の理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金（変更・中止）申請書

年 月 日付けで申請しました板橋区保育補助者雇上強化事業補助金について、申請内容を（変更・中止）しますので、下記のとおり、申請します。

記

1 （変更・中止）内容

2 （変更・中止）理由

別記第5号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）」

板橋区保育補助者雇上強化事業金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、板橋区保育補助者雇上強化事業金に関する事業報告及び収支決算について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |

別記第6号様式（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名
(施設名) 様)

板橋区長

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付額確定通知書

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

板橋区保育補助者雇上強化事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた板橋区保
育補助者雇上強化事業補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

補助金額

金 _____ 円

別記第8号様式（第22条関係）

年 月 日

板橋区長殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により確定した板橋区保育補助者雇
上強化事業補助金について、板橋区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第22条の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税額に係る仕入控
除税額（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

(1) 2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告
後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）

(2) 2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など